

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める要望意見書

地方分権改革推進法の成立以後、地方分権改革推進委員会における検討、全国知事会の「第二期地方分権改革への提言」など、第二期地方分権改革の議論が進んでいます。しかし、三位一体改革により進められた施策の結果、「地域にどのようなことが生じているのか」責任ある関係機関はまず検証し、その実態を明らかにすることが必要であります。この検証なくしては、また同じ轍を踏み、まさに地方の切り捨てと言わざるを得ない状況になりかねません。

道内の町村部に住む私たちは、三位一体の改革の結果、大企業が立地する人口密集地域と第一次産業や中小企業を主体とする地域との格差、いわゆる「都市と地方」の地域間格差が拡大したと考えています。

このため、第一次産業の振興を通じての食料等の供給や国土の保全を通じての治水・利水・防災機能の維持などによって国民生活の安全・安心を支えている地方は、財源不足から将来を見据えた効率的な産業構造への転換や生活条件の改善等の必要な施策を打てずに危機感を募らせています。

このような「都市と地方」の地域間格差が存在したままでは、我が国全体として安定かつ健全な社会を維持していくことは困難となると言わざるを得ません。

よって、政府においては、第二期地方分権改革の実施にあたっては、地域間格差が解消されるよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 三位一体改革がもたらした地域間格差を十分に検証し、道内の町村の厳しい財政状況が改善される方向となるよう慎重な議論をすること。
- 2 施策ニーズにおける地域ごとの差異に配慮することなく漫然と補助金廃止により税源移譲の原資を生み出し、全国に画一的に分配することは、北海道のような極めて特異な自然、社会条件下で施策展開する地方自治体にとって必要な施策を適時・的確に実施することが極めて困難となる。社会経済基盤整備等の施策ごとの特性及び地域ごとの施策ニーズの特性を十分に考慮し、必要な施策が確実に実施できるよう補助金等の扱いについて慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

大空町議会議長 後藤 幸太郎